

多治見市狭あい道路後退用地等整備経費補助金交付要綱の改正内容

(令和5年4月1日施行)

1. 補助対象経費の算出方法、補助率・補助限度額を以下のとおり改正します。

項目	改正前	改正後
(ア)補助対象経費 の算出方法	・ <u>市の積算</u>	・ <u>当該事業に要する経費(※)と基準額</u> <u>(別紙1)により算出した事業費の合計</u> <u>とを比較して、いずれか少ない額</u> ※申請者に見積書の写し及び領収書の 写しの提出を求める
(イ)補助対象種別	次の4つの工事種別 ① 後退支障物件の除去 後退用地の舗装 ② 後退支障物件の移設 (水道メーター、公共汚水桝を除く) ③ 水道メーターの移設 ④ 公共汚水桝の移設	←
(ウ)補助率	①、②、③、④：1/2以内 ※ すみ切り用地 10/10	①、②：1/2以内 ③、④：10/10 ※ すみ切り用地 10/10
(エ)補助限度額	<u>計 87 万円</u> (工事種別ごとに限度額を設定) ① 30 万円、②50 万円、③2 万円 ④ 5 万円 ※ すみ切り用地の整備費は <u>「制限なし」</u>	<u>計 100 万円</u> (工事種別ごとには定めない) ※ すみ切り用地の整備費は <u>「制限なし」</u>

2. 補助率・補助限度額の詳細は以下のとおりです。

【改正前】補助対象経費、補助率及び補助限度額

補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 後退用地内に存する門、塀、擁壁等の除去及び樹木、生け垣の伐採並びに後退用地の舗装に要する経費の合計	1 / 2 以内	30万円
(2) 後退用地内に存する門、塀、擁壁等の移設並びに樹木、生け垣の移植に要する経費の合計（除去に要する費用は含まない。）	1 / 2 以内	50万円
(3) 後退用地内に存する水道メーターの移設に要する経費	1 / 2 以内	2万円
(4) 後退用地内に存する公共汚水ますの移設に要する経費	1 / 2 以内	5万円

『すみ切り用地への準用』

「後退用地」とあるのは「すみ切り用地」と、「1 / 2 以内」とあるのは「10 / 10」と、「30万円」、「50万円」、「2万円」及び「5万円」とあるのは「制限なし」と読み替えるものとする。



【改正後】補助対象事業の工種、整備に要する費用の基準額及び補助限度額

補助対象事業の工種		整備に要する費用の基準額		補助限度額	
		単位	金額	補助率	補助金の額
舗装	アスファルト舗装	舗装面積 1 m ² につき	7,700 円	1 / 2 以内 すみ切り用地は 10/10 以内	当該事業に要する経費と基準額により算出した事業費の合計とを比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じた額とする。ただし、各工種の合計が申請 1 件につき 100 万円までとする。※3（千円未満切り捨て）
	その他	舗装面積 1 m ² につき	3,300 円		
門柱、塀 等	除去	見付面積 1 m ² につき	7,000 円		
	移設 ※1	見付面積 1 m ² につき	23,000 円		
柵、門扉 等 生け垣（高さ 1.5 m未満）含む	除去	延長 1 mにつき	3,500 円		
	移設	延長 1 mにつき	21,000 円		
樹木（高さ 1.5m 以上）	除去	1 本につき	8,800 円	10/10 以内	
	移設	1 本につき	11,000 円		
擁壁の移設		見付面積 1 m ² につき	68,000 円		
水道メーターの移設 ※2		1 箇所につき	53,000 円	10/10 以内	
公共汚水ますの移設 ※2		1 箇所につき	103,000 円		

※1 ブロック塀は移設後の最高高さが 0.6m未満のものに限る

※2 道路内に存する水道メーター及び公共汚水ますも補助対象とする

※3 すみ切り用地の補助限度額は「制限なし」